

議案第 100 号

伊賀市市税条例の一部改正について

伊賀市市税条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和3年12月1日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市市税条例の一部を改正する条例

伊賀市市税条例（平成16年伊賀市条例第109号）の一部を次のように改正する。

第142条中「入浴税」を「入湯税」に改める。

第143条中「150円」の次に「（日帰りの入湯客にあつては、75円）」を加える。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。